

概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇 —ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

寺 前 秀 一

I 「[楽しみ]のための旅」概念を表現する字句の誕生と発展

「[楽しみ]のための旅」に関連する字句として、観光、ツーリズムはもとより、遊覧、遊歴、厚生、レクリエーション、保養、レジャー、リゾートといった字句が、相互の違いが強く認識されることなくこれまで用いられてきた。本稿においては、日本において「[楽しみ]のための旅」概念を表現する字句が、いつごろから発生しどのように変化していったかを、「[楽しみ]のための旅」に関連する英語圏の概念がわが国に紹介されてゆく過程とあわせて概観し、その問題点を考察した。

1 定住化により発生した「旅」概念

脳のエネルギー消費が大きい人類は肉食のため移動生活が常態であったが、農耕により定住が可能となった。この定住社会における人の非日常圏への移動概念が、英語圏では字句「travel」、日本では字句「たび」、漢字圏では字句「旅」を代表例として収斂していった。この移動は、兵役、納税等といった「楽しみ」とは認識しにくいものであり、日本列島に漢字「旅」が輸入されたとき、素直に「たび」があてられたことは容易に想像できる。また「travel」の訳語が漢字圏及び日本において共通に「旅」「旅行」があてられたことも理解し易いものであった。

旅を考察する前には、定住を考えなくてはならない。定住の仕方は地域、時代により異なる。江戸時代が定住社会であったかも、考え方により異なるから、旅、行旅、旅行は、字句も概念も厳密には一様ではないのである。旅の分析の能動的、受動的分類も更に当否を含めて掘り下げる必要があり、

庶民の少なくない部分が定住を前提としていなかったとすると、後述する travel を能動的と捉える見方が変化し、仮説の立て方も変わる可能性が出てくるかもしれない。このことは今後の研究者の課題である。

2 「楽しみ」のための旅」概念の発生

英国では富裕層が行う楽しみの旅は能動的なものとして認識されていたが、その後一般大衆向けの受動的になった旅行を行う者が発生した、とされる¹。この travel を行う者である traveller と区別して、tour を行う者を tourist とする概念が発生し、19世紀までに一般化したとされる。この点について井上萬壽蔵は、米国において当初持って回った言い方がされていた non-immigrant の代わりに tourist が使用されるようになったことを紹介している²。

「たのしみ」のための旅」概念及びその概念を表現する字句を社会が必要とするように変化した背景には、「たのしみ」のための旅」が貴族層だけのものから、一般大衆のものとなったこと（大衆化）があり、社会経済的に「たのしみ」のための旅」(tour) を一般の旅 (travel) から分離して考える必要が生じたからであると考えることが素直であろう。すなわち、tour をする人である tourist を対象にする産業活動が発生したからである。現存する京都の老舗旅館である俵屋、炭屋は、もともとのビジネスである俵、炭の商いの際に、遠方からの取引先の商人に対して宿泊サービスを提供していた時代に起源を有する。いわば traveller を相手にしていたのである。その後「楽しみ」のための旅」が大衆化するとともに、tourist 相手にサービスを提供するビジネスに転業していったのである。

3 「楽しみ」の客観的把握

「楽しみ」のための旅」概念を研究対象とする場合には、その中心となる「楽しみ」概念を検討しなければならない。遊興性を重視するものから、機能性を重視する（例えば視察）ものに至るまで、「楽しみ」といっても認識されるものには個人差がある。観光をめぐり、文化人類学者梅棹忠夫は「観光と文化を一緒にするな」と批判³し、観光学者は「観光とは

寺前 概念「楽しみ」のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

遊びではありません」という反論をした。このような食い違いは「たのしみ」という脳内で発生する感性が客観的に把握できないから発生するのである。

この旅に伴う「たのしみ」に関する分析をすることが観光学の中心であるが、多くの研究者はアンケート調査を基に分析しているものにとどまっている。選択肢方式（大変良い、良い、普通、悪い、大変悪い）に基づくものしかなく、しかも申告ベースである。技術的限界を多く抱えるものの、ウェアラブル・デバイスを用いれば、移動する観光客の感性等を客観的に把握することができるようになってきている⁴。

更に、「楽しみ」を得るための「移動」という前提も今日では崩壊しつつある。「旅」概念ですら、それを論じる必要性の再検討をせまられている。従って観光政策論では、日常・非日常の相対化により人流に収斂してきているとの仮説が発せられるのである⁵。

4 「楽しみ」のための旅」が内包するインバウンド・アウトバウンド概念と越境概念 ～ Google、Amazonの古文書解読への期待～

「楽しみ」のための旅」の大衆化により旅行者を対象とした産業が成長し、それに伴い着地側から考えるインバウンド概念と発地側から考えるアウトバウンド概念が発生した。人の移動がtravel概念に留まっている段階では、インバウンドとアウトバウンドを区分する社会経済的必然性は大きくなかった。「楽しみ」を得るために移動する旅は、日常空間から非日常空間への移動が必然であり、越境概念を伴うものであった。非日常空間は異郷の地に存在したのであった。

易経「国之光」の「国」は都市概念であり、今日的な国境概念は近代国際法の成立とともに確立したとされる。しかし易経への意識は国際ではない「国」にこだわる、1938年発行「武相国境観光地図」（高尾保勝会及び津久井溪谷観光協会合作）の例にみられるように影響している。国内旅行をシャレで外遊という感覚に似ている。1938年に桜華社出版部から出された『全国観光地歌謡集成』は「観光日本の世界的進出は歌謡方面にも様々

な姿で歌いだされている」といっているからまだまだ観光の建前に引きずられている。「[「楽しみ」のための旅] 概念が字句「観光」をもって表現されるに至る過程がうかがえる

概念及びそれを表現する字句の分析には、江戸期、明治初期の使用字句の数量分析が必須である。しかしながら、板坂燿子が指摘⁶するように、当時の和文の印刷物化が2%程度の状況では困難である。宇宙の物質は3~4%程度しか解明されておらず残りはダークマター（暗黒物質）であるというが、和文解読は物理学以上の未解決状況である。個別の文献に当たって行う分析は補足的なものとならざるを得ず、当面はデータベース化された新聞記事検索等に頼らざるを得ない。今後のGoogle、Amazonに代表される文献検索システムの技術の進展に期待するところである。

5 ハイフン・ツーリズム⁷批判

現在、字句「観光」と字句「ツーリズム」が併用、混在して使われている。驚いたことにこの字句「ツーリズム」は朝日新聞では創刊以来昭和期が終わるまで5回しか紙面に登場していない⁸。多用されるようになったのは、小泉首相が観光立国を唱え始めてからであり、字句「観光」がクローズアップされるとともに字句「ツーリズム」が世間で使用されるようになった。この字句「ツーリズム」を使用する理由として字句「観光」の意味が曖昧であるからという説明がなされる。しかし、共通認識を形成することができるのであれば、観光でもツーリズムでも字句の使い方の問題であり、本質的なことではない。既に1967年に井上萬壽藏は『観光と観光事業』⁹において「ツーリズムの語義が不明確で、観光と観光事業とを併せ意味することによるのである。しかし通常は語義のいささか不明確なこのツーリズムの語で一応間に合うということにもなっている」と記述しており、今も昔も五十歩百歩である。字句「ツーリズム」の使用により、従来字句「観光」が持っていた娯楽的色彩を回避する情緒的理由は理解できるが、概念の不明確性を理由にするのであれば、これまで字句「観光」にこだわってきた研究者の取るべき対応ではない。

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

この研究者が字句「ツーリズム」を安易に使用する傾向が強いことを私はハイフン・ツーリズムと表現している。概念の不明確な字句が大量に造語できるからである。これに対して、用語の使用に慎重な法令においては、字句「観光」の使用を回避して、農山漁村滞在型余暇活動、環境保全型自然体験活動、総合保養地域整備法といった字句を造語して概念の明確化を図ろうとしてきた経緯がある。

なお、アメリカでは字句「ツーリズム」にはマイナスの反応があり visitors' industry を用いるべきであるとする意見があったとされる¹⁰。

研究者が、字句 tourism は定義が明確であるのに対して字句「観光」は概念が不明確であると主張する根拠として、UNWTO（世界観光機関）の Tourism Satellite Account に求めることが多い。統計をとる際の定義はわが国の指定統計でも当然定義を明確にして行うものであり、その点では変わりはない。内外の行政機関で統計をとるときに概念が統一されていないと無意味であるから、観光統計の場合、日常生活圏を離れる時間的長さ等を統一することは当然であるが、それぞれ、その統計をとる意味により実施されているものである。このことをもって字句「観光」の概念が曖昧であるとすれば、字句 tourism も同じことになる。

航空の包括旅行運賃やストップオーバー（途中降機）の基準には24時間ルールがある。このことが影響して国際統計でも24時間ルールを採用するが、観光学研究においては、高速時代に日帰りとは日帰りでないこと（逆にいえば宿泊の有無）に本質的差異があるのか議論があるはずである。また、日帰り旅行を統計から完全に外してしまうことは、国内観光を考える上では問題である。「一年以上居住地を離れる」者を tourist に含めないという統計上のルールは、国際課税制度等の影響を受けているからであり、観光を考えるうえで本質的なものであるかは議論がある。シェンゲン協定の変更により、フランス国内に居住する永住権を持たない日本人は一定期間ごとに非シェンゲン国である英国やアイルランドへ出国するように行動が変化している。米国では「100マイル以上居住地を離れること」を定義する

ことまで検討されたことがある¹¹が50マイルという考え方もあり便宜的なものなのである。

業務旅行は、最終的に別の商品の付加価値としてあらわれる中間投入財であるから、個人の私的旅行と異なり、付加価値統計には含めないのが原則である。通勤費用は、日本の通例ように雇用者から支払われたうえ税制度上の控除も認められている場合には、当然中間投入財とされるが、通学費と同様に通勤費も自己負担とされる場合にあっては、中間財投入財にされることが当然ではない。それぞれ論議する理由が異なるのである。

統計目的が変われば当然定義も変化する。経済学的にはむしろUNWTOの統計には商用旅行等の中間投入財が含まれていることが問題である。いづれにしる字句 tourism の概念が字句「観光」の概念に比べて明確化されているという神話は早く消滅してほしい。

II 辞書にみる「「楽しみ」のための旅」概念及び対応する字句の発生とその後の展開

I 新しい概念の輸入とそれに対応する字句の使用

日本列島に大量に新概念が持ち込まれた時期が二度ある。仏教伝来期と幕末から明治初期にかけての西洋文明伝来期である。漢字を用いて仏教が日本列島に持ち込まれたとき、その思想は当時の日本列島には異質のものであった。漢字で表現された仏教の事物、思想を和語に訳すこと、つまり当時の日本語をその一つ一つに置き換えることは不可能であった。従って仏教に関する言葉はほとんど輸入した時のままにその後用いられてきた。私の姓の「寺」の発音は古代朝鮮語の発音 (TERA) のままである。寺のような大きな建物は古代の日本の建造物にはなかった。太い柱と瓦の屋根は古代の日本人には驚異的であった。つまり概念はもとより、それを表現する字句も当然存在せず、字句「寺」を「TERA」という発音のまま日本語として使用した。「前」は、当時の日本にも存在したと思われる普遍的な概念である。従って、字句「前」はすんなりと「MAE」と発音された。

江戸末期から明治初期にかけて、今度は西洋から大量に新しい概念が入ってきた。江戸時代まで長く日本の公用文は漢文であったから、漢語による造語が大半であったものの、訳語としての漢語が定着するまでの間は音訳もなされていたから、仮名文字が使用された。漢語が使用されるようになって、その正統性をめぐって、輸入された概念に対応する複数の字句の競争が行われ、次第に一つの字句が選択され定着していった。生き残ったものの、字句が定着するにつれ、使用された字句の影響を受けてその概念自体が本来の概念から変化をきたすものも見られた。

religionの訳語として「宗旨」や「宗門」、「教法」や「聖道」など数ある訳語の中から「宗教」という新語がつかわれるようになった。三上真司はオックスフォード英語辞典を分析して、religionは「ある集団に帰属しているという事実」と「超人的な力」に対する信仰心という二つに焦点があり、現代の日本人が思っているような「教え」という意味合いは全く含まれていないとする。従って、religionにふさわしい訳語などというものは存在せず、訳語「宗教」が適当かどうかという問いは、ある意味での外れな問いだという。そのような問いが意味を持つのは、訳語がオリジナルの語 (religion) の意味を忠実にとらえているかという点についての吟味が成り立つ場合であるが、religionという語にはそのような意味的安定性がかけているとする。そのうえで、三上真司はreligionに関する考察を『レリギオ』¹²で展開している。

観光とtourismの関係は、宗教とreligionの関係とは異なる。訳語とされた「観光」は、その概念は異なるものの、すでに字句として存在しており、新たに造語されたものではなかった。明治十年代の知識人や役人の実務作業にもtourismの訳語はあまり必要性が感じられなかったのであろうから、即物的な字句「ツーリスト」が用いられていた。そののちに、観光とtourismが接近していったのであろう。これからの観光学研究者に期待されるのは、三上真司がreligionに関し行っているように、概念tourismに関する研究を展開することである。そのうえで新たな「ツーリズム」論

を展開してほしい。

2 辞書に見る「[楽しみ]のための旅」関連の概念と字句の発展過程

英語圏では「[楽しみ]のための旅」が大衆化し、貴族階級の traveller と大衆階級の tourist が区別されるようになると、英文学では、両者の緊張関係をテーマ¹³とするようになった。この点、一部観光研究者はマス・ツーリズム批判を展開するが、そもそも tourist は大衆化により発生したのであるから、マス・ツーリズム批判自体が矛盾を抱えるものなのである。

わが国でも、「[楽しみ]のための旅」概念に対して、字句「遊覧」等が充てられていたことは既述のとおりである。そこに字句 travel、traveller、tour、tourist、tourism、sightseeing が流入してきたのである。この流入時における日本人の理解を把握するため、東京都立中央図書館に収蔵されている国語辞書及び英和辞書に現れる「[楽しみ]のための旅」に関連する字句を、時期を追って整理してみることにした(表2)。

tour も travel も日本が英語圏文化を受け入れ始めたときには既に存在していた言葉であるから、ほぼ同時期に日本に流入してきたと考えてよい。一方日本でもこの時期には、字句「旅」「旅行」と字句「遊覧」「遊歴」は両者とも存在した。しかしながら、しばらく travel も tour も本質的な区別がなされず紹介されていたから、日本人が概念 travel と概念 tour の違いに関する理解を得るまでには時間を要したことがうかがえる。

tourism は tourist とともに tour の派生語であるが、travel の派生語は traveller のみであり、tourism に対応するものとしての travelism は字句として確立されたものとなっていなかった。また、英和辞書で見ると、日本に tour、tourist が紹介された時期から時間が経過して tourism が紹介されている。この〇〇ism という概念は、英語圏でも即物的ではなく、かつ、多義的であったから紹介するのに時間を要したのである。

(1) ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立前の時期

i 国語辞書

1872年版『語彙』(木村正辞・横山由請著)は字句「遊覧」が(物見遊

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

山などをする)ものとして収録する。この時期には日本社会に「[楽しみ]のための旅」概念が存在し、字句「遊覧」「物見遊山」があてられていたと考えて間違いはないであろう。その一方この時点でこの辞書は「観光」は字句としては収録していないから、字句「観光」が「[楽しみ]のための旅」概念をあらわすものとして一般的に使用されていたとは考えにくいということになろう。

1889-1891年版『言海』では「遊」(物見遊山ニ行ク)「遊覧」(遊ビニ覽ルコト 物見遊山)「遊歴」(名蹟ヲ尋ネ風俗ヲ観ムガ為ナドニ国ヲ歴廻ルコト)を収録するとともに、「旅」(家ヲ出デテ遠キニ行き途中ニアル)「宿屋」(旅人ヲ宿スヲ業トスル家)を収録する。この時期には「[楽しみ]のための旅」概念と「一般的な旅」概念の区別がなされていると考えてよい。なお、「遊歴」は越境概念を伴って使用している。1892年 - 1893年版『日本大辞書』(山田美妙著、日本大辞書発行所)では「旅行」(旅スルコト)「旅客」(旅人)「遊覧」(遊ンデ見物スルコト、物見遊山スルコト)を収録する。1894年版『日本大辞林』(物集高見著宮内省発行)は「遊覧」(ものみのあそび)「遊歴」(くにぐにをあそびめぐるをいう)「旅」(いへをはなれてとおくへいくをいう)「旅行」(たび たびありき たびゆき)「旅客」(旅人)(りよじん)を収録する。1896年版『帝国大事典』(藤井乙男、草野清民著三省堂発行)は「遊覧」(あそびのため見物してあるくこと)を収録するが「遊歴」は収録していない。1897年版『日本新辞林』(林甕臣、棚橋一郎編、三省堂発行)は「遊覧」(遊びながらけんぶつしてあるくこと)「旅行」(旅すること)「旅客」(たびびと)を収録する。1898年版『ことばの泉』(落合直文著、大倉書店発行)は「旅行」(他郷へたびだちゆくこと)「旅客」(旅行する人)を収録する。

以上のとおり、19世紀発行の辞書は、旅行、旅客、旅人、遊覧、遊歴を収録するが、観光を収録していない。遊歴については、1889-1891年版『言海』をはじめ、越境概念を伴ったアウトバウンド概念として解説している。

ii 英和辞書

既述のとおり、19世紀末には日本語の字句として、旅、旅人、旅客とともに、遊覧、遊歴が存在し、「楽しみ」のための旅を表す概念として存在した。これに対応する英語圏の字句にどのような日本語の字句があてられたのかを以下概観する。

福澤諭吉も使用したという史上最初の1814年英和辞典『諸厄利亜語林大成』は旅に関する字句を収録していない。

1862年及び1869年『英和对訳袖珍辞書』(表1)によれば、旅、旅行はtravel、tour、旅人はtraveller、touristとして紹介されている。旅という行為とその行為を行う人の区別はするものの、travelとtourの概念の区別につき、もとに戻る点を強調(周行)するか否かを除き、していない。

表1 『英和对訳袖珍辞書』における観光関連用語の対訳表

	1862年訳(初版)	1869年訳
tour	周ルコト 旅行	周ルコト 周行
tourist	旅行スル人	周行スル人
travel	旅	旅 歩行
traveler	旅人	旅人(リヨジン)
excursion	遠ザカルコト	遠ザカルコト ウロツキマワルコト
leisure	間隙ノ時	間隙(ヒマ)ノ時
recreation	性替スルコト 楽シミ 慰ミ	慰サメルコト 楽マスルコト

この時点で、国語辞書は「楽しみ」のための旅概念として使用されている字句「遊覧」を収録していることから、英語としての字句「tour」「tourist」の理解が深まっていなかったと考えることが妥当であろう。字句tourism及び字句sightseeingも収録していない。1887年版『附音挿図英和字彙』(柴田昌吉編)はtour(一巡ヒトマワリ 巡回メグリ 遊歴ユウレキ) tourist(遊歴者 巡回者) travel(旅行 歩行) traveller(旅人 行人) excursion(吟行サマヨイ 行錯 行旅) excursionist(旅客タビウド)を収録している。この時期になると、字句travelと字句tourの概念区分を行っ

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

で紹介している。字句 tourist には、国語辞書が収録していない字句「遊歴者」を造語して解説しており、tourist は日本流の越境概念をともなったものとして理解されている。1888 年版『ウェブスター氏新刊大辞書』(F. W. イーストレーキ、棚橋一郎共編、三省堂発行) は tour (一周 巡回 遊歴 漫遊 周遊 跋涉) tourist (遊歴者 巡回者 山川ヲ跋涉スル人) travel (旅行 歩行 客遊) traveller (旅行者 行人 商業取引人ニシテ商品ノ注文ヲ受ケ又ハ集ムル旅人) sightseeing (見物スル) sightseer (見物好きノ人) を収録している。1895 年版『和訳英字彙』(蔦田豊編大蔵書店発行) は sightseeing (見物好きノ 新奇ヲ探グル) sightseer (見物好きノ人) tour (一巡 巡回 遊歴 漫遊 周遊 跋涉) tourist (遊歴者 巡回者 漫遊者 山川ヲ跋涉スル人) travel (旅行 歩行 客遊 動程) traveller (旅人 行人) を収録している。

以上、1912 年ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立時までの、東京都立中央図書館収蔵の国語辞書及び英和辞書を概観する限り「[楽しみ]のための旅」が一般的な旅とは区別された概念として存在し、それぞれ字句「旅行」と字句 travel、字句「遊覧」と字句 tour として認識していたと考えられる。その旅をする人を表現する字句は「旅人」「traveller」として認識していたが、遊覧に関しては字句 tourist を翻訳する形で「遊歴者」が造語されたと考えられる。いずれにしろこのような状況下でジャパン・ツーリスト・ビューローが設立されたのである。

(2) 1912 年から 1930 年国際観光局設立までの時期

1912 年ジャパン・ツーリスト・ビューローが設立された。原案の名称は国際旅客奨励会(ジャパン・ツーリスト・ビューロー)であったが、最終的に字句「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」となった。その専務理事経験者である高久仁乃助は日本観光奨励会、外客集致局、日本国観光局等の候補もあったが、外国人向けの組織であるから英文名(Japan Tourist Bureau)をそのまま「日本名としてもちいるのがいい」¹⁴ということになったと記述している。

ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立の一年前に発行された1911年版『辞林』（金沢庄三郎編、三省堂発行）は「遊覧」（遊びながらの見物）「遊歴」（諸国を巡り歩くこと）「観光」（ながめ、やうす 他国の土地の状態又は人民の風俗などを視察すること）「旅」（わが故郷を離れて遠くにあること）「旅人」（たびびと 旅行する人）「旅行」（他郷へ行くこと）「旅客」を収録している。日本語の辞書としては初めて、字句「観光」を日本流の越境概念を伴ったものとして記載している。Japan Tourist Bureauの名称として日本観光奨励會、日本国観光局が候補に挙がったことから「観光」が字句として定着し始めていたことを裏づけるものの、touristはあくまで人を表す字句であり、使用するとしても対応する字句である「観光客」とならなければならない、その観光客も外国人を念頭に置いているところから、touristは字句「観光外客」とならなければならないのであろうが、観光外客は一般化していないと判断されたのであろう。

一方、英語辞書においては、1917年版『模範英和辞典』（神田乃武編、三省堂発行）はsightseeing（見物 観光）sightseer（見物ズキ 見物家 観光客）tour（漫遊 遊歴 巡視）tourist（漫遊者 遊歴者 観光客）travel（旅 旅行 動程）traveller（旅人 旅客）を収録している。この時期は字句「tourist」が字句「観光客」として対応するようになっている。1919年版『袖珍英和辞典』（熊本謙二郎共著有朋堂発行）はtour（漫遊 遊歴 順番）tourist（漫遊者 遊歴者）travel（旅行）traveller（旅人）sightseeing（見物 観光）sightseer（見物ズキ 観光客）を収録している。touristは「遊歴者」sightseerは「観光客」となっているところから、観光客はtouristに限定されてはいない。1927年版『新英和大辞典』（岡倉由三郎主幹研究社発行）はtravel（旅行 旅客遊 行旅）traveller（旅行家 旅客 旅人）tour（周遊 漫歴 遊歴 観光旅行）tourist（周遊者 漫遊者 旅行家 観光者）sightseeing（見物 観光） sightseeing car（観光自動車）sightseeker（遊覧者 観光客）sightseer（見物人 観光客）を収録している。tourが観光旅行となっているが、travelを旅行と表現する

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

ことに対応するものとしては字句「観光旅行」のほうが正確である。

(3) 国際観光局設置の1930年以降

1930年に外貨獲得を目的とする政策の一環として、鉄道省国際観光局官制(勅令)が商務省貿易局官制とともに制定された。1940年発行の鉄道省国際観光局『観光事業十年の回顧』「国際観光局命名の由来」の中に「建議や答申に従へば国内的の仕事もこれから段々殖えるから観光局だけでよからう、と云ふ意見が相当有力であった」ものの、江木翼鉄道大臣の強い希望により「国際」をつけ国際観光局になったことが紹介されている。

英文名はBoard of Tourist Industryであった。『観光と観光事業』でも紹介されているようにtourismの訳語は観光と観光事業を併せ持つものであるが、このtourismの理解が浸透しておらず、tourist industryをあえて使用したと考えるほうが自然である。このときに易经「国の光りを観る」の解釈において、語源とは異なり、字句「観光」は字句tourist industry(観光事業)のもつインバウンドの側面を強調することとなったのである。

英和辞書を見してみる。1931年版『大英和辞典』(市河三喜編富山書房発行)はtravel(旅すること 旅行(殊に外国旅行))traveller(旅行者 旅人 旅客)sightseeing(見物 遊覧 観光)sightseer(見物者 遊覧者 観光者)tour(周行 周遊 回覧 回遊旅行 巡航)を収録している。1932年版『大英和辞典』(藤岡勝二編大倉書店発行)はsightseeing(見物 観光 遊覧)sightseeker(珍ラシイ物ヲ見タガル)sightseer(見物人 観光客)tour(旅 旅行 漫遊 観光 遊歴)tourism(「稀」旅行 漫遊)tourist(旅行者 旅客 観光客 漫遊客 遊歴者「諧」浮浪人)travel(旅 旅行)traveller(旅人 旅客 旅行者 行商人)を収録している。この時点でtourismは使用頻度が高くない字句として初めて収録されている。この場合にtourもtourismもともに旅行、漫遊と訳されており、両者の概念区別がされていない。英語圏では字句touristは1772年までには使用されるようになっており、字句tourismも1811年までには使用されている¹⁵から、字句tourismの紹介にはかなり時間がかかったことになる。字句tour

に接尾辞のついた字句 tourism を理解するには時間を要したことは理解ができる。「[「楽しみ」のための旅]」であれば、字句 tour をもって表現できるところに、さらに字句 tourism を必要とする社会的必要性は今日でも理解しづらいものがあるからである。鉄道省の役人が苦心して Tour ではなく Tourist Industry を用いた心情が理解できる。

『Oxford English Dictionary (3rd ed.)』(Oxford University Press, September 2005) では「Tourism is travel for pleasure; also the theory and practice of touring, the business of attracting, accommodating, and entertaining tourists, and the business of operating tours.」(下線は寺前)とする。現在でも、下線部分に限っては字句 tour をもっても表現できるのである。

現在多くの教科書等は、大正時代に tourism の訳語として観光という字句があてられたと解説するが、辞書を概観する限り疑問である。

字句「観光」が法令用語として確立されたのちの1941年版『英和活用大辞典』(勝俣銓吉郎編研究社発行)は sightseeing (見物) tour (漫遊 遊歴 旅行) tourism (観光 観光事業) tourist (漫遊者 観光者) travel (旅行) traveller (旅行者) を収録している。tourism が「観光事業」と解説されており、前述のとおり国際観光局の英訳 Tourist Industry に対応する訳語として掲載されている。tour と tourism を区別することなく漫然と字句「観光」を充てるよりはましである。

国語辞書を見てみる。1933年版『新編大言海』(大槻文彦著、富山房発行)は「遊覧」(遊ビニ覧ルコト 物見遊山)「遊歴」(国国処処ヲ歴廻ルコト 名蹟ヲ尋ネ風俗ヲ観ムガタニスル アル遊学ノ意ニテ書生ノ諸名家ヲ歴訪シテ知識ヲ請ハムガ為ニスルアリ)「観光」([他国ノ光華ヲ観ル義] 他国ヲ巡航シテ其土地、風俗、制度、文物ヲ観察スルコト 近年数人一組団体トナリテ諸所ノ都会、社寺、名所ナドヲ見物シテアルク者ヲ観光団ナドトイフ) を収録している。観光の語源として、易経を紹介しているが、鉄道省の法令用語の影響であろう。1940年版『大日本国語辞典』(上田万年共著、

寺前 概念「楽しみ」のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

富山書房発行)は「遊覧」(遊びながらながむること 物見遊山)「旅客」「旅客税」「旅客船」「観光」(他国の光華を視察すること 他国の土地、風俗、制度を視察すること)「物見」(見物すること)「遊山」(山に遊ぶこと 遊びに出かけること なぎさみ)。「国際郵便」「国際運河」「国際河流」を収録しているが「国際観光」は掲載していない。また、「ツーリズム」は収録していないが「旅人営業」は収録しており「ツーリズム」が存在していることを示唆している。1956年版明解国語辞典(金田一京助編三省堂発行)は「遊ぶ」(旅行して歩く)「遊覧」(見物して歩くこと)「遊歴」(諸方を歩きまわること)「観光」(風光けしきを見物すること)「ツウリスト」(観光客)「ツウリストビュロオ」(観光案内所)を収録している。

表2 辞書に見る字句「観光」「tour」「tourism」の概念

年	国語辞書	英和辞書
1862		Travel (旅) と tour (周ルコト) を収録
1872	「遊覧」を収録 (『語彙』)	『英和对訳袖珍辞書』) するが、両者の 概念の本質的区別はない
1889	「旅」と「遊覧」を 区別する (『言海』)	
1911	「観光」を収録 (『辞林』)	travel と tour の概念の区別をする (『附音挿図英和字彙』)
1912	ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立	
1917		tourist (観光客) 収録 (『模範英和辞典』)
1927		tour (観光旅行) (『新英和大辞典』)
1930	国際観光局 (Board of Tourist Industry) 設立	
1932		tourism 収録するも tour との概念の区別 なし (『大英和辞典』)
1933	「遊覧」「観光」収録 (『新編大言海』)	
1941		tourism を観光事業とする
1956	ツウリスト(観光客) (『明解国語辞典』)	(『英和活用大辞典』)

Ⅲ 政策が影響した字句「観光」等の世間での使用法

字句「観光」に限ったことではないが、行政機関が新しい字句を使用すると、マスコミ、研究者がこぞってその字句を使用する傾向がある。「[楽しみ]のための旅」概念に関しても同様であり、「ツーリスト」を皮切りに、「観光」「厚生」「レクリエーション」「ソーシャル・ツーリズム」等といずれも行政主導で字句が使用されるようになっていった。

1 ジャパン・ツーリスト・ビューローの設置

明治20年代の各県の宿屋取締規則（条例）においては、宿屋を旅人宿、下宿宿及び木賃宿の三つに分類していた。この規制においては「旅」概念が対象になっており、1899年の行旅病人及行旅死亡人取扱法においても、同様に、字句「行旅」が使用されていることから「旅」が政策対象になっていたことがうかがえる。この場合の政策目的は、主として治安維持である。逆に「[楽しみ]のための旅」を行う者（結果的に家に戻る）を区分して扱う施策はまだ発生していなかったと推測される。

「[楽しみ]のための旅」が政策に取り込まれるのは、外客に特化したものではあるが、1912年ジャパン・ツーリスト・ビューローの設置が最初である。この場合に、字句「旅人」「行旅人」を対象にすると概念が広すぎ、使用するとすれば「遊覧客」等の字句が用いられたはずであるが、字句「遊覧客」ではなく、字句「ツーリスト」が使用された。概念tourist、字句touristに対応する使用法が当時の日本では完全には定まらない状態であったのであろう。

その後1916年に開催された大隈内閣時の経済調査会では「外客誘致ニ関スル具体案」を検討している。この中でのtourist関連の字句の登場は、「観光外客誘致」「漫遊外客ノ誘致」「遊覧地其ノ他観光施設」等の字句で確認できるように、字句「ツーリスト」から進化してきている。

ジャパン・ツーリスト・ビューローが1918年最初の海外の常設案内所を北京に出した時、中国人にも理解可能な名称が必要となった。北京の警察には黙認¹⁶してもらい「日本国際観光局」の看板を掲示したようである。

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

従ってこの時点においては、外客誘致政策に使用する「[楽しみ]のための旅」概念には字句「観光」が用いられるようになりつつあったと考えてよいのであろう。

2 帝国日本としての観光政策

(1) 国際「観光」局の設置

わが国の観光政策の展開は、帝国日本の国威発揚、軍備増強等のため外貨獲得を目的とすることからスタートしている。日露戦争では戦費の4割近くを外債に依存した結果、外債元利支払いのため外債を新規に発行する状態に陥った。国際貸借改善対策の一環としての観光政策が本格的に実施される機運のもと、1929年に国宝保存法を制定し、1930年4月には鉄道省に国際観光局、5月には商工省に貿易局を設置し、1931年には国立公園法を制定した。その他戦前の観光に関する法制度としては、交通・運輸法を別にすれば、史跡名勝天然記念物保存法（1919年）、重要美術品等の保存に関する法律（1933年）等が制定されたほか、温泉、宿屋等が道府県令により取り締まられていた。1929年の外客数は34755人（うち中華人16300人、米国人8527人、英国人4363人、露西亜人1587人）であったが、1932年の訪日外客数は20960人と大正5年以来最低の数字となってしまう、当初は観光政策の成果が疑われる結果となった。観光収支も1933年は130万ドルの赤字であったが、その後1934年270万ドル黒字、1935年380万ドル黒字、1936年510万ドル黒字となり、次第に外貨獲得政策の成果が発揮されるようになった。1936年の外客数は約4万2千人で、その消費額は1億7百万円と、当時の海運収入が約2億円であったから、観光収入は貿易外収入の重要な一項目であった。

外貨獲得政策という総論には誰も反対はしなかったが、海外観光宣伝費用の負担をどこの役所がするのかという各論になると議論が収まらなかった。江木翼鉄道大臣は浜口雄幸内閣の重要人物であり、結局当時唯一黒字の帝国鉄道会計が引き受けることになり、鉄道省の実行予算を持ってスタートした。役人の俸給削減で鉄道省も職員全員が辞表を提出するといっ

た騒動の時であったから、江木翼鉄道大臣は寿命を縮めたと言われている。

鉄道省の役人の意識では、外貨獲得という政策目的がしっくりこなかったようである。外国人の巾着をねらうという意識があると初代の国際観光局長は正直に述べている。組織名も「帝国日本の文明を世界に示す」という意識で、わかりやすい字句を使用した外客誘致局ではなく、国際観光局にしたとする。このことが字句「観光」の語源意識にも影響し、易経の解釈を「輝かしい国の光をしめし賓客を優遇する」とした。その結果、語源の意味とは異なったものとして字句「観光」が使用されるようになっていったのである。

国際観光局が設置された時代は、昭和恐慌から脱却し、高橋是清のリフレ政策の効果が表れたが、満州事変勃発時でもあり、満州国設立が成功したと国民が思いこんだ。この満州国を世界に見せる政策が観光政策の重要項目となっていった。この政府の観光政策を活用する姿勢は、南洋群島の軍政において海軍により既に採られていた。親日感情育成手段の一環として南洋群島の首長や実力者を主たる構成員として内地観光団が企画・実施されていたのである。

なお、博覧会が、文化を見せる場であると言う意味で使用され、観光的用例となっているケースは、鉄道省に国際観光局が設置される以前の19世紀から存在した。伊藤節子¹⁷によれば、西村捨三農商務次官が1895年行った記念祭協賛会幹事としての挨拶のなかで「此ノ時代祭ヲ観レバ・・・我国ノ光輝ヲ益々發揚スルトヲ得ルナラン・・・外国人ハ非常ノ威ヲナスノミナラス各地ヨリ見物ニ出掛クルモノ続々踝ヲ接スルナラン・・・」¹⁸と時代祭の構想を語っていることが紹介されている。

(2) 法令用語としての字句「観光」の確立

江木翼鉄道大臣の強い希望により「国際」をつけ国際観光局になったことは既述したとおりであり、その英訳は「Board of Tourist Industry」となっている。このとき易経「国の光りを観る」の解釈において、語源とは異なりインバウンドを強調することとなった。

鉄道省は国際観光局の英訳に字句 tourism を使用しなかった。同様に鉄道省は観光資源も字句「resources for tourist」と訳しており、tourism を使用していない。

行政用語が確立するとマスコミを通じて学会等の用語も確立する傾向があるから、1930年前後において「[楽しみ]のための旅」概念が字句「観光」に収斂していったと考えることは不自然ではない。表3にあるように、聞蔵Ⅱによる朝日新聞縮刷版掲載記事検索結果によれば、字句「遊覧」と比較しても字句「観光」の使用頻度がこの時期には際立って増加している¹⁹。なお、字句「観光資源」も聞蔵Ⅱによる朝日新聞縮刷版掲載記事検索結果によれば、観光基本法制定後に出現率が高くなっており、それ以前の使用例は一件である。

表3 朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱにみる

「遊覧」と「観光」の出現頻度 (件数)

年代	遊覧	観光
1879～1900	235	48
1901～1910	342	644
1911～1920	211	680
1921～1930	153	323
1931～1945	200	1039
1946～1989	258	5492

しかしながら国際観光局設置後においても、後述する『ツーリスト案内叢書』にもみられるように、字句「遊覧」と「観光」の違いを明確な認識のもと使用しているとは言い難く、回遊、周遊も含め使用者の判断によるところが多いと判断される。当時最も専門家と考えられる鉄道省国際観光局及びジャパン・ツーリスト・ビューローの関係者においても外部への発表文書等から少なからずこのことがうかがえるところであるから、ましてや一般国民においては、遊覧と観光を厳密に使い分ける段階には至っていないと考えることが妥当であろう。このことは今日日常使用される観光、

遊覧、周遊、回遊においても同様であり、「観光学」研究においても常に論議されるところとなっている。

法令に詳しい内閣法制局参事官経験者である柳田国男²⁰は、国内用の遊覧と外客用の観光の字句を使い分けている。『明治大正史世相編』第5章「故郷異郷」において「我々が予想していたほどには、異人雑居はやってこなかった。今ごろまだ観光局を国で造って、ホテルの客を誘引しようというありさまである。」(p.211)、第6章「新交通と文化輸送車」三「汽車の巡礼本位」において「人が釣りだされて遊覧の客となった」(p.199)「遊覧団体のきままなる移動だけでは、まだ国内の各地方を接近させることができぬ」(p.203)と記述している。大正期の建議の中に「鉄道開通（参宮線のこと）セシヨリ漸次内外観光者ノ来遊増加セル」及び「内外人士ノ遊覧、観光ノ目的物ト為リ或ハ師弟ノ教育」（下線は寺前）とあるのもこの内外の使い分けの例である。柳田国男の「巡礼本位」の鉄道整備思想の影響を受けたと思われる宇田正²¹は、「「観光」という言葉がこのときわが国鉄道業界で初めて用いられ、しかもそれは「国際」という限定をとまなうものであった」「観光という旅行目的が当時のわが国においてはもっぱら外国人旅行者に固有のもの意識されていたことがうかがえる」(p.182)「それらの旅行はまさしく「巡礼」習俗に根ざす「遊覧」「回遊」「名所旧跡めぐり」「昭和10年代に入ると、国内旅行でありながら「観光」の字句表現が用いられようになるのが興味ふかい。こうして日本人の旅行文化にも「観光」という異文化間交流的なイメージが定着し、広く海外に向けて国際的に開けてゆくかには見えなが、やがて戦争の強化と敗戦によってその流れは中断された。」(pp184-85)と記述している。その一方、この宇田正の提示する国内旅行でありながら観光の字句表現が用いられるようになった例に『加賀江沼観光御案内』（観光社出版部、1935年）『観光の和歌山』（1935年）『愛知の毛織と観光』（1937年）が出現している。鉄道が利用できるようになった大衆にとって「「楽しみ」のための旅」には越境概念を必要としなくなっていたのであろう。

(3) 字句「国際」の採用

「国際観光」を論じるにあたっては、日本人社会のなかで概念「国際」がいつごろ成立し、字句「国際」がどのように確立していったのかを考察する必要がある。

『近代日本語の起源』²²によれば、字句「国際」は字句internationalの訳語として定着している。字句「国際」は各国交際というフレーズによる造語であるが、1872年までの英華辞典には国際はみられず、internationalの説明は「international law」と強く結びつけられており、国際という用語の由来を究明するには国際法から始める必要があったのである。字句「国際」の登場以前は、「諸国ノ際」「万国ノ際」「列国ノ際」の表現であらわれており、これらの字句は現代語「国際」の原点に当たるようである。しかし「国際」が一般化するまでには時間かかった。英和对訳袖珍辞書にも字句「国際」は見当たらない。

西周は明治30年代以前に既に、概念「国際」を現代語と同様の意味で使用し、表現は「万国ノ際」「両国ノ際」「諸国ノ際」を用いていたが、当時は一般化されていなかった。箕作麟祥は『国際法』で国際を案出し使用していたが、辞書における定着はかなり遅かった。1881年東大の学科改正の際「列国交際法」が「国際法」という科目名に改正され、その後「国際法」は一般社会に深く浸透していった。1930年鉄道省に「国際観光局」を設置するとき、役人出身の江木大臣は「国際法」を学んでいたから「国際」がすんなり頭に浮かんだことであろう。法令概念及び字句としての「観光」の発生は明示的に1930年であるといえる。字句「観光」は、辞書を概観して既述したように、「遊歴」と同様に越境概念に限定されて使用されているのか、あるいは「遊覧」のように限定されないで使用されているのかという命題が発生する。その時点で字句「観光」は越境（クロスボーダー）概念に限定されるとする鉄道省事務方の考え方を尊重すれば、国際観光なる用語は饒舌であるが、概念「観光」がクロスボーダーにとどまらない状態になってきているのであれば、国際に限定させる意味はあったと考えら

れる。

なお、上田卓爾は、明治元～42年までの旅券総発行数579,582のうち、「遊歴」は僅かに1,709件で、0.29%にすぎないことを示し、この数字の少なさを持って「遊歴」を「観光」とすることに疑問を呈している²³が、「[「楽しみ」のための旅]を「遊歴」と考えると、当時の「楽しみ」は極めて限定的に考えられていたからではないか。現代でも外貨規制の厳しい状況にあっては、建前上の観光ビザは容易には発給されないとと思われる。

(4) 国際観光政策における「国内観光事業」の意味

国際観光局名に字句「国際」を使用することには論議があったが、同時に国内観光事業が認識されることになった。鉄道省の資料では国際観光事業と国内観光事業とを列記しているから、日本人の国内移動に関わるものが観光概念に含まれ始めたと解釈する研究者が存在するのは無理がない。しかし、言葉を厳密に使用する法令、組織名であるから、国際観光局が「外客誘致」のために設置された以上、この場合の「国際」観光事業は対外宣伝事業のことをさし、「国内」観光事業は外客のための国内における施設整備等のことをさしていると考えの方が適切である。1938年発行の『観光事業の概要』²⁴では「第一章 観光事業の意義 一 国内観光事業 二 国際観光事業 三・四・」という構成をとっているが、日本国内事業は、外国人誘致のための観光資源（国立公園、国宝等）の整備、宿泊施設（ホテル）の整備を図るということであり、国際観光事業は「対外観光宣伝」が中心という意味である。具体的には、当時の「国内」観光事業として、外客用のホテル整備は国際観光局の事業であると考えられていたが、国立公園、国宝関係の事業等はそれぞれ内務省、文部省等において実施されることを想定していたと考えられる。この点について井上萬壽蔵は「本来は外客誘致事業の別名として生まれた観光事業という言葉は、その後の国内的なものにも用いられるようになった」と解説している²⁵。

(5) 内主外従の観光政策の発生

i 「内主外従」の地方観光協会

鉄道省国際観光局発行の『外客誘致の話』²⁶ (1932年)によれば、大正末期から昭和初期にかけて全国で観光機関が急増し1933年にその数が328件となった。1935年には400件を超え、全国的連合会が必要であるということから、鉄道省国際観光局所管の全日本観光連盟が設立され²⁷、国際観光局から補助金が支給され、地区代表者には2等無賃乗車証支給されることとなった。外国人への対応が統一されていないと諜報活動等の区別がしづらいことが理由であったから、世相を反映している。建前としては外客誘致ではあるが、外客誘致の為の観光事業の整備は国内事業であり、事実上日本人の遊覧の用にも供されるものであった。頭は外客誘致の国際観光であるものの、足腰は内務行政、厚生行政の国民体位向上であり国民の保健であった。私はこのことが戦後の地域観光政策の展開にも影響を与えていったのではないかと考えている。

この観光協会とは別に保勝会が各地に設立されていた。1873年内務省設置により名所旧蹟行政は同省の所管となった。1881年に岩倉具視が中心になり、京都や近畿地方の名勝・古蹟を保存しようとする保勝会がつくられた。1894年第4回内国博覧会は京都の社寺が拝観料をとって観光化する契機になったとされる。1897年古社寺保存法が制定されたが、この当時の名勝のほとんどは社寺に属していた。1915年には、史蹟名勝天然記念物保存協会が設置され、「国光」を発揚する記述がみられる。光とは文化である²⁸。1919年には史蹟名勝天然記念物保存法が制定された。

1920年代後半、「保存」と「利用（開発）」を両立させた新しい保勝理念が造園家たちを中心に提唱されるようになり、その際に生み出されたのが、新しい用語「風致協会」であった。この「風致協会」は、風致地区制度と強く結びついているという他の保勝会にはない特徴を有していた。そして、1930年代半ば以降、「風致協会」という用語は全国に広まっていった。

国際観光局設立を契機として各地で陣容が整えられた団体が観光協会を

名乗るようになった。地域によっては、鉄道省の政策を超えて、日本人への御当地の観光宣伝事業を表に出し始めた。「内主外従」の本音が語られることもあり、「観光」の概念が拡張していったと思われる。

ii 地方行政機関の観光政策の始まり

京都市においては1913年京都市主催の大正大礼博開催が決定された際には、字句「来遊客」を使用していた。1930年観光課を設置した際の市議会の発言では「遊覧都市トシテノ真価ヲ發揮スル為ニ観光課ヲ新設」となっていたが、1934年にはキャッチコピー「遊覧都市」を「観光都市」に変更した。

この時期自治体の行政組織の中に字句「観光課」として組み込まれていたものは京都市の他には日光町（1931年）熱海町（1931年）宇治町（1932年4月）奈良市（1933年）神戸市（1934年）等と観光協会と比すれば数は少なかったが、観光政策として行政が行うべきことを考えれば、行政組織を肥大化させなかった点で今日よりも常識的であったと考えられる。

東京府においては、建設局自然公園課において観光行政を所管するとともに、観光事業の振興を図ることを目的として1936年に東京府観光協会が設置された。設立趣意書には「観光事業はこれを外にしては国際修交に資し、これを内にしては国民の保健と強化に裨益する所大」となっている。また会則によれば、観光地、観光道路、観光資源、観光団体という用語も使用されているから、かなり一般的な用語になっていたのではないかと思われる。同協会が発行した「観光の東京府」1号（1937年11月）に掲載されている東京府知事の発刊の辞には「観光事業は国際親善の増進、国情文化の宣揚、国際貸借の改善、貿易の進展及び国家意識の確立等国際的重大使命を有するとともに、これを内にしては知見情操の涵養、体力の増進等に貢献する処大なるものあり」（体力増進は1938年厚生省設置の時代背景をあらわしている。）とかかれており、建前としての国際をもっばらとする観光政策の実施機関としてのありかたを打ち出している。桜井安右衛門内務省衛生局保健課長が「保健と観光」という文章を寄稿しており観光

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

事業は大衆的であるべきとしているところから、外客誘致に限定した観光概念ではなくなっている。この点「観光の東京府1号」の中で、岸衛東京府観光協会参与は、東京府観光地の施設希望として「施設はその施設はいつたい内地客に重点を置くか、または外国人客に対してその施設を完備線とするか、これが欧米ならばそのごとき区別は必要ないのであるが、外人と著しくその生活状態²⁹をことにしている我が国においては、その点実に複雑を極る」(下線は寺前)として、内主外従の本音を記述している。『観光の東京府』2号においては大島観光に関する記事のなかで「厚生(レクリエーション)時代の波に乗る」と題して、「遊覧」から「厚生」へ、「行楽」から「保健休養」へと、用語はおきかえられたと表現している。

iii 厚生省設置による字句「厚生」の誕生と字句「レクリエーション」の登場

厚生省の設立は、一般的には国家総動員体制の一環であったと見なされている。「壮丁体位」の向上を求める陸軍の「衛生省」設立論を受ける形で行われたことは事実であるが、近年の福祉国家研究は厚生省の設立を「日本の福祉国家体制の歴史的起点であったと評価している³⁰。

この厚生省設立時における鉄道省国際観光局の危機感として中島敬介は「国際的なものから国内的なものへと変化し・・・観光事業を健やかに育てる」厚生省と、その外局として「保険院」が設置されたことにより、危機意識が表れる」と記述し、「皇紀二千六百年のため強力な新組織を設置すべしとの意向が関係省庁間にたかまり宣伝省等が検討されたが、そこには鉄道省や国際観光局の名前がない」と記述する³¹。厚生省設立と国際観光局の緊張関係に着目した研究者意識には敬服するものの、当時の国際観光局職員の考えを鉄道省全体の考えとするにはさらなる分析が必要である。

1936年成功裏に開催されたベルリンオリンピックの次期大会として1940年東京オリンピックが決定されたが、これとともに「国際レクリエーション大会」も東京で開催されることになった。報道では当初「レクリエーション大会」を「余暇善用大会」と訳していたが、同時期に設立された厚

生省の名称の影響を受け、「レクリエーション」の訳語が字句「厚生」となった(東京朝日新聞朝刊1937年12月)。しかしながら字句「レクリエーション」「リクリエーション」の戦前の用例は、聞蔵Ⅱによる朝日新聞縮刷版記事検索結果では13件であり、戦後を含めてレジャーや観光と比較しても用語としての普及は、当時は見られなかった。

時局を反映した国民体位向上運動により、地方観光協会等各地においてハイキングを強調するようになっていったことも、国内観光概念にも微かな影響を与えることとなった。1934年ころから、鉄道省は慰安や保養を主として意図した旅客誘致は微温的であると、国民保健運動を強調してゆくこととなった。とりわけハイキング、聖地を巡る徒歩旅行は「信仰ハイキング」と称された。1938年からは質実剛健旅行を提唱している。国際観光局創立の日を観光国策樹立の記念日として始まっていた観光祭の標語として「拳国一致で邦土美化」が採用されることとなった。使用がはばかれるようになった娯楽等の字句に変わって、字句「厚生」の衣のもとハイキング等を強調するように変化していったのである。

終戦後、戦前のオリンピックの発想等の影響を受け、レクリエーション大会は国民体育大会とともに開催され、レクリエーション・スポーツは文部省所管業務となった。字句「レクリエーション」は国家公務員法において初めて法令用語として使用されたが、「元気回復」という意味で使用された。その後、高度経済成長期に全国総合開発計画及び運輸省において字句「観光・レクリエーション」が再び使用されるようになった。この時点においてはレクリエーションに厚生の子句をあてる発想はなくなっていた。

iv 国際観光局の廃止

多くの教科書では戦争時に国際観光局が廃止になったと記述している。1942年8月1日の朝日新聞の記事では、「鉄道省行政簡素化」とし、「内局と外局を統合整理 すべて名称変更」としている。鉄道省の局レベルの名前をすべて形式的に変更することで組織内の理解を得たのであろう。画期

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

的な鉄道監の設置と報道している。勅任技師廃止に伴うポスト削減対応のようである。国際観光局と鉄道調査部は形式的には廃止されたが、実質的には廃止されたものではない。仕事をする部署は残っていたのである。

3 戦後復興期にも継続する外貨獲得政策

戦前主に外客誘致を指した観光は、戦後も進駐軍対応のため運輸省に観光課が復活する形で続いた。終戦後の最大の課題は食糧確保であった。農業技術者まで戦争に駆り出したから、国内での食糧生産に支障が出ていた。そのための外貨獲得が急務であり、外客誘致が最重要だと認識された。今日のクール・ジャパン・キャンペーンの比ではない。外客誘致に必須のホテルは占領軍に使用されていたため、新たにホテルを確保する必要があり、国際観光ホテル整備法が議員立法（運輸・厚生間の調整困難が理由）で成立した。松下幸之助氏も「観光立国の辯—石炭掘るよりホテル一つを—」（1954年五月号文芸春秋）を発表している。この国際観光ホテル整備法において、法律名で観光を使用するものの、本則中において観光という用語は1条の目的において「国際観光の振興に寄与する」というところでしか使用されず、逆に外客という用語が14箇所で使用されていることから、同法は観光客に限定されない外客ホテル整備法として機能することが期待されているとの印象を与えるものとなっている。

1946年9月に陸運監理局長が各地方長官にあてた「遊覧観光自動車事業について」（通達）に「観光」が使用されているが、これは専ら駐留軍将兵向けの観光バスを指していた。訪日外客に「観光」を用いていた名残である。施設整備のためは外貨獲得の「観光」が錦の御旗になっていた。本音では道路整備等に主眼があったにしても「観光」を前面に押し出した方が、予算が獲得しやすかったのである。

戦争中国国家総動員法体系で規制されていた旅行あつ旋業は、戦後自由営業となった。アメリカ占領化においてはGHQ（占領軍）ののらみが利くから、取締まりは必要がなかった。復興期を迎えても外客誘致の必要性は依然として高く、1952年サンフランシスコ条約発行に備えて、悪質あつ旋

業者取締のため旅行あっ旋業法が施行された。GHQのにらみが利かなくなるからである。日本人のみを対象とする邦人旅行あっ旋業に比べて、外国人をも対象とする一般旅行あっ旋業に対する営業保証金を高額なものとした。

1948年に旅館業法及び温泉法、1949年に国際観光事業の助成に関する法律、通訳案内業法及び国際観光ホテル整備法、1952年に前述の旅行あっ旋業法等の観光に関する基本的な法律が制定された。今日まで有効な観光に関する法制度はこの時期にほぼ整備されており、1971年旅行あっ旋業法が旅行業法に全面改正されたこと以外は、その後今日に至るまで大きな制度変更はなかった。戦後復興期に制定されたこれ等の観光に関する法制度は外客誘致による外貨獲得を目的とするものであった。外貨獲得は厳しい為替管理等に関する国策として国の行政機関の手により進められてきた。

観光資源の再整備の動きも活発化し、1946年伊勢志摩が国立公園に指定され、1948年厚生省に国立公園部が設置された。1949年には国立公園法が改正され、景観維持と利用（観光等）の調和が公園計画により図られることになった。なお、文化財を総合的に規定する法制度は法隆寺失火事件を契機に制定された文化財保護法であり、1950年議員提案により制定されたが、文化財を観光資源とする認識が同法提案理由説明から伺える。

世上では観光バス、観光ホテルも日本人が利用し、その比率が高まっていった。オピニオンリーダーである朝日新聞青鉛筆氏が、日本人が行った日本一周豪華旅行を観光団と表現（1949年3月19日）している例がある。

遊覧、巡覧、周遊が集約された「観光」に変わるのには、1949年運輸省設置法以降である。1950年に一般乗合及び一般貸切旅客自動車の免許基準が大幅に緩和されたが、「観光事業の重要性に名をかり、不健全な遊覧、行楽に貴重な燃料を消費しない」という条件がつけられた。このことは「観光」を冠したバス会社が数多く設立されたことが背景にあり、観光が今日的意味で使用されるようになっていたことを表す。

我が国において、観光が当たり前のように国内観光、国際観光を区別し

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

ないで使用されるようになったのは、連合国の占領政策が終了する時期、つまり日本人の国内観光が活発化する頃からであると考えられる。

4 観光基本法と字句「観光」

1961年自由民主党において観光事業振興法案、国際観光事業法案が検討された。しかし、格差是正に匹敵する強力な政治的スローガンが存在せず、1963年によく自由民主党、社会党及び民社党の三党共同の議員提案により、旧観光基本法が制定された。

教育基本法(1947)、原子力基本法(1955)のあと、農業基本法、災害対策基本法が1961年に内閣提案により制定されており、旧観光基本法は五番目の基本法であった。この旧観光基本法は規範性の乏しいものであることから内閣提出法案にすることは困難であり、議員提案によるものとなった。その意味で1995年以降量産されている今日的議員提案基本法のさきがけであった。

民主主義の法治国家において規範性を必要とする法令用語では概念の明確化が求められる。旧観光基本法の制定に際し、法案作成の事務作業をした衆議院法制局では、観光の法的定義を試みたものの困難であると断念した。観光概念は世間で使われているものと同じ意味であるとしたと伝えられている³²。定義は必要性があって行うものであるから、必要性が異なれば定義も異なるものであり、必要性論議が進展しなかったのである。原子力基本法は原子力の定義を精緻に行っているが、それは取り扱いに他と区別される効果があるからである。現在の旅券法では、その法的効果から、外交、公用及び一般の旅券に区分し、観光を特別にカテゴリー化していない。その理由は旅券には観光概念を必要とする理由がないと判断されているからである。

旧観光基本法を基本法としてその後制定された法律は観光財団抵当法一例にとどまり、指針性を持つとされる基本法としての役割が発揮されることはほとんどなかった。

旧観光基本法が制定された時代背景には、1964年東京オリンピックの開

催、日本人海外旅行の自由化に代表される高度経済成長がある。その後の国際収支の改善とともに、観光基本法の最も重要な政策理念である外貨獲得のための外客誘致理念は実質消滅した。

旧観光基本法は、国の観光に関する政策の目標として第一条において、国の観光に関する政策の目標は、「観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献する」と規定するものの、実際の施策は、1963年のOECD加盟に伴う外国為替の規制緩和による海外旅行の自由化が開始され、外貨獲得と正反対の施策が実施され始めた時期でもあった。

旧観光基本法の最大の問題点は、制定当時例文規定のように思われていた中央集権規定「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない」（第三条）を取り入れたことである。まさにインバウンド政策のためであった。しかし、観光は地域の個性の発揮であり、大きな矛盾を抱える規定であった。このことに気付いていた佐伯宗義は観光基本法の制定に反対の意向を漏らしていた³³。

5 ソーシャル・ツーリズム等国内観光政策の本格化とその後の変化

(1) 字句「余暇」「レクリエーション」による国内観光政策の展開

戦後、字句「観光」は厚生行政、文部行政文書に登場することはなく、運輸省所管事務の「運輸に関連する観光」と対比される形で、厚生行政においては国民宿舎等に具体化されるソーシャル・ツーリズム、文部行政においてはレクリエーション・スポーツ（体育）が戦前を引きずる形で強調されることとなり、戦後初期に成立した文部省所管の法律である社会教育法、博物館法、公民館法、図書館法においては法令上字句「レクリエーション」が使用されることとなった。

字句「観光」を使用した形での国内政策が省庁横断的に展開されなかった事情として、55年体制下において「休日問題」が観光基本法の対象外とされたこと、厚生省所管の旅館業法のもと国際観光ホテル整備法が運輸省所管とされ二重行政が実施されたうえに、外客目的の為の国際観光旅館に

ほとんど外客が宿泊せず形骸化していたこと、その一方で公共の宿等の廉価な宿泊施設と民間宿泊施設に緊張関係があったことが考えられる。総合保養地域整備法（リゾート法）は、この点では、省庁横断の総合的余暇政策として初めて法制度化されたものであり、評価すべきであった。しかし、地域観光政策研究者はマスコミに迎合した批判的評価を行うものが多かった。戦前、戦中、戦後を連続してとらまえる見方が普及していなかったからであろう。リゾート法が持つ最大の問題点も、佐伯宗義が中央集権的規定をもった旧観光基本法の制定に反対したように、観光は地域の個性の発揮であり、権力行為をもって格差を是正しようとする政策というものとは内部不協和の部分があることであった。

（2）厚生省に見る国内観光行政

戦前に日本人を対象とした観光行政は建前として存在しなかった。しかしながら国際観光局の設立に伴い、各地に観光協会が設立されると、自治体ベースでの国内観光行政が実施されるようになって行くのは必然であった。問題点は、前述のように外客（西洋）用の観光事業と日本人用の観光事業が当時の生活様式の違いを反映して相当程度異なるところから、建前と本音を使い分けることが難しかったことである。

厚生省の行政は、内務行政の一環であり、その字句「厚生」がレクリエーションの訳語として用いられることは、国内観光事業が厚生省行政の中でも進められることをも意味していた。国立公園行政や温泉行政、宿泊行政等がその典型であった。しかし観光として正式に認知できるまでには至らないうちに戦時体制が強化され、ハイキング、厚生、保健、休養等の字句を超えてまでには観光は使用されることはなかったのではないと思われる。また、東京都に代表されるように、自治体の観光行政主管課が旧内務省系等の組織に属していたことも、外客誘致を所管する国際観光局とはずれを生じさせていたと思われる。

この影響は、戦後も継続し、厚生省に関連する行政において、字句「観光」が法令等の厚生行政文書に登場することはなく、「ソーシャル・ツーリズム」

等に代表される用例が登場したのではないかと思われる。厚生省50年史には「我が国の国民生活が安定を取り戻した昭和20年代後半から昭和30年代初めにかけて、勤労者・青少年層の観光旅行（当時ソーシャルツーリズムと呼ばれた）型の野外レクリエーションに対する志向が高まった。これを受けて、自然公園行政の上では、野外レクリエーション施策として…（中略）…が開催された。一方、宿泊休養施設としては、昭和31年に「国民宿舎」が、また、昭和35年には「国民休暇村」がそれぞれ誕生した」（p.1169）「昭和40年代に入ると、国民のレクリエーション志向は、宿泊利用はもとより日帰り型も多くなったので、昭和42年には日帰り休養施設として地域住民の利用をも考慮した「国民休養センター」の建設が始まった」（p.1170）「最初の「国民保養温泉地」として青森県酸ヶ湯温泉、栃木県日光温泉、群馬県四万温泉の三箇所が指定された」（p.1171）と記述されているところである。

（3）1971年旅行業法の制定によるアウトバウンド政策の開始

日本人海外旅行者数が訪日外客数を上回った1971年、旅行あつ旋業法が旅行業法に改正されることにより、規範性の強い観光政策は、外国人観光客対策から日本人海外旅行者対策へと具体的施策がシフトした。幾度かの旅行業法改正により、日本人の海外旅行対策が強化されるとともに、外務省の領事行政も充実強化された。円高対策もあり、1987年には外貨減らしを目的とする日本人海外旅行者の数を五百万人から一千万人に倍増する計画（テンミリオン計画）が実施された。なお、法律を改正して国際観光振興会のアウトバウンド業務も開始されたが、行政改革の批判の中で再び、削除されることとなった。「観光」は「楽しみ」のための旅であり、税金を使用してまで海外領事事務と二重に行う必要はないと認識されたのである。

（4）国内観光法令における字句「観光」の忌避

農林水産行政においては、1994年に農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律が成立し、同法において「農山漁村滞在型余暇活動」を定義付けしている。同様に2002年に制定された沖縄振興特別措

寺前 概念「楽しみ」のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

置法は、環境保全型自然体験活動（同法第3条5号において「その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動」と定義される）について規定している。両者とも見事なぐらいに字句「観光」を忌避して造語している。むしろ研究者のほうが無頓着にグリーンツーリズム、エコツーリズム等の字句「ツーリズム」を使用していた。この姿勢は、省庁の枠を超えた総合法である総合保養地域整備法に対する姿勢からも見られ、俗称も「リゾート法」であった。同法は、自民党と社会党による55年体制の下ではそれまで取り扱われなかった休暇制度も含めた総合的な政策の一環として実施され、「国民が余暇等を利用して」「滞在しつつ行う」「スポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動」に資するための総合的な機能の整備を促進することを目的としたものとして、単なるキャンペーンではなく、地域「観光」概念に関する初めての総合的な具体的政策（権力行為）の展開が規定されたものであったが、地域観光政策研究者には、同法のもつ制度的認識に欠如する者が多く、結果において金融政策、環境政策面での否定的評価が強調され、統合的な国内観光政策面での評価研究が行われなかった³⁴。この結果、国内観光政策の研究が遅れる原因となった。同法では、字句「観光」は「観光業の健全な発展に配慮」という表現にしか現れていないが、同法において字句「観光」が強調されなかったことが、皮肉なことに小泉内閣の観光政策の展開には幸いした。

6 中央省庁改革法及び観光立国推進基本法による字句「観光」の本格的認知

(1) 正式認知された字句「観光」

行政用語が確立するとマスコミを通じて学会等の用語も確立する傾向があるから、1930年前後において「観光」概念内容がかなり収斂していったと考えることは不自然ではない。朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱによれば、字句「遊覧」と比較しても字句「観光」の使用頻度がこの時期には際立っ

て増加している。

1949年制定された、字句「観光」が付された行政組織が存在した旧運輸省設置法には「運輸に関連する観光」と「運輸に関連する」という限定が付されていたものの、その後、字句「観光」が実定法において使用されることは少なかった。規範性を必要とする観光政策が現実には少なく、旅行あっせん業法、旅行業法等「「楽しみ」のための旅」に限定されない「旅行」に関する施策が展開されたからである。

2001年中央省庁改革法により国土交通省が設置され「観光地及び観光施設の改善その他観光の振興に関すること」が国土交通省の所掌事務とされ、「運輸に関連する」という限定が外された。しかしながら概念「観光」が字句「観光」をもって、しかも国内観光も含めた内外無差別のものとして省庁の垣根を越えて政府全体で使用されるようになるのは、2003年の自由民主党総裁小泉純一郎と保守新党代表二階俊博の間における政策合意事項に観光立国・観光立県を実現することが含まれたことを契機としてからである。

旧観光基本法においては字句「遊覧」、「観光」が併用されていたが、観光立国推進基本法においては字句「観光」に完全に整理されることとなった。法令での字句「遊覧」の使用は1995年海上運送法の改正により廃止された「遊覧旅客不定期航路事業」の経過措置規定等に残っている程度であり、字句「観光」に収斂されたといつてよい。

その一方で、概念「観光」に関する科学的論議が研究者間で進展しないなか、字句「観光」を忌避する傾向が研究者の間で蔓延し始め、安易にツーリズムが使用されることとなった。

(2) 法律における字句「ツーリズム」の登場と基本法の指針性への懸念

観光立国推進基本法が制定された翌年の2007年にエコツーリズム推進法が制定された。同法第二条において「自然観光資源（一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源 二 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源）の定義

寺前 概念「楽しみ」のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

のもとに「エコツーリズム」とは、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう」と規定している。エコツーリズムのコアとなる概念が「観光資源」及び「観光旅行者」といずれも字句「観光」を用いていることから、法令としては新しい字句である「ツーリズム」の造語を回避して字句「環境保全型観光活動」等の採用が考えられなかったのかと思われる。

いったん字句「ツーリズム」が法律で使用される例が出現すると、生物多様性基本法(2008年)19条「国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする」、琵琶湖の保全及び再生に関する法律(2015年)18条「国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の観光の振興を図るため、エコツーリズムの推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」の例のように用例が増加するが、概念が不明確であることから規範力の弱い規定にしか採用されないものになってしまう。

「観光」概念のあいまいさによる法律としての指針性、規範性が欠如するという旧観光基本法が抱えていた問題点³⁵は、字句「ツーリズム」の法令への採用により、観光立国推進基本法において、さらに拍車をかけるものとなってしまった。

IV 『旅程と費用概算』、『ツーリスト案内叢書』に見る字句「観光」等

『旅程と費用概算』及び『ツーリスト案内叢書』は鉄道省国際観光局及びジャパン・ツーリスト・ビューローの手により編集された日本で最初の行政組織が関与した観光案内書であり、当時の字句「遊覧」「観光」の使用例を概観することにより、当時の関係者の遊覧、観光に対する意識がうかがえる。総じて遊覧が使用されているが、回遊、周遊、観光、視察等も使用されており、用語使用に統一性がない。特に外客誘致用と思われる

1925年版及び1932年版『満蒙と満鉄』はすべて遊覧であり、観光を使用していない。なお、ビューローが鉄道省から手数料を得て日本人旅行を取り扱い始めたのは1925年である。

まず『旅程と費用概算』をみってみる。総じて遊覧が使用されているが、回遊、周遊、観光も用いられている。1920年版では、遊覧が大半であるものの、瀬戸内海遊覧旅程、別府廻遊旅程では「観光場所」が使用されている。逆に北海道観光旅程では「視察場所」が使用されており、また、支那廻遊旅程では本文中では「周遊」、「観光場所」が使用されており、用語使用に統一性がない。1924年版もほとんどが「遊覧」であるが、極めて例外的に「視察」「観光計画」が各々一回使用されている。1925年版『満蒙と満鉄』では外地であるものの、「観光」は使用されていない。1932年版も内外とも圧倒的に「遊覧」が使用されている。京都については「市設京都観光案内所」が紹介されるとともに、「観光遊覧のために入洛する観光客」という表現が使用されている。1930年に京都市観光課が設置されたことの影響が出ている。また広告欄において、箱根に所在する旅館の固有名詞としての「観光旅館」及び「高松市観光課」が出てくる。国際観光局の設立後の各地での動向がうかがわれる。1936年版は東京地区について、目次では固有名詞としての「観光案内所」が使用されているものの本文には出てこず「遊覧」が使用されている。京都地区については、1932年版とは逆に目次に「京都観光案内所」は登場するが、本文においては大半が「京都遊覧日程」といった「遊覧」が使用されている。1940年版においては京都のみ「観光日程案」が「遊覧」とともに使用されているが、他の地域は「遊覧」のみが使用されている。

『ツーリスト案内叢書』は1935年から1941年にかけて全21巻がジャパン・ツーリスト・ビューローから出版された。東京都立中央図書館に収蔵されている15巻分の「ツーリスト案内叢書」により、当時の「観光」の使用例を概観してみる。鉄道省国際観光局設置後の出版物であるが、依然として「ツーリスト」を使用している所が特徴である。本来「ツーリスト」

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

は外人に対して使用されるものであり、ジャパン・ツーリスト・ビューローが発行する以上『ツーリスト案内叢書』も建前上は外客用ということになるはずであるが、国際観光局設置から5年を経過している1935年時点では、国内観光事業の案内についても日本人に対しても利用されることを念頭に作成されていることが読み取れるところとなっている。その意味では、両者とも日本で初めて作成された公的な観光情報提供システムといえる。『ツーリスト案内叢書』を概観すると、「関西聖地巡礼」を除き、「観光」は概して使用頻度が少なく、遊覧等の他の字句との使用にあたって統一されているとは言い難い状況である。1938年1月発行「北陸・高山線地方」では固有名詞の「観光ホテル河鹿荘」の他は「金沢観光案内図」の用例が唯一であり、1940年6月発行「大和めぐり」では目次の「観光日程」（北陸高山版では「遊覧日程」）が唯一であった。しかしながら、1940年6月発行の「関西聖地巡拝」では大阪につき「観光順路」「一般観光」「単なる観光」「観光時間」、京都につき「観光順路」「定期観光バス」の用例が見られ、この巻に関する限りは、「観光」は日本人の国内観光の意味が含まれていると総合的に判断しても差し支えない状況になっていた。同じ1940年6月「山陰地方」でも「観光日程」「松江観光略図」「天の橋立観光」の用例、1940年8月「富士及甲信地方」は「観光日程」「恵那峡観光略図」の用例が見られた。1940年9月「東京地方」及び1940年9月「中部山岳地方」では用例は見られなかった。1940年9月「日光・塩原・那須・上越地方」は「観光日程」（なお、同巻では「保健と休養」を強調している）、1940年10月「房総・水郷・常磐地方」では「房総観光協会」の宣伝文句として「千葉県下の観光には当協会をご利用ください」とあった。1940年12月「東海地方」及び1940年12月「東北地方」では用例は見られなかった。1940年12月「京都地方」は「世界的観光都市」の用例が見られた。1941年5月「四国地方」は高松市観光課と高松観光協会の宣伝（裏表紙）の「観光の御相談に是非ご利用ください」「淡路観光」1941年8月「九州地方」は別府市観光課及び別府市観光協会の宣伝、阿蘇観光ホテル、鹿児島観光協

会の宣伝があった。

なお、東京都立中央図書館の蔵書検索システムを活用して、1879年～1942年に発行された書籍、雑誌等の書名、出版社名、著作名に「観光」を用いているものを検索した結果、字句「観光」に日本人の国内移動が含まれている用例が見受けられた。1915年発行の運輸日報社『観光便覧』東京観光案内は「本書は東京観光客のために忠実なる案内者である」とあり国内向けに使用している。かなり古い用例である。自治体の発行したものには、1933年『金沢市主催産業と観光の大博覧会』1935年『房総の観光』房総新聞社出版部 1937年『佐渡の史蹟』池田商店出版部 1939年『府下の観光』東京府観光協会のほか 1938年横浜市内の「観光」案内をした横浜市土地観光課の『文明開化の横浜』、長崎観光会が発行した1942年『栄光の長崎』があるが、内外無差別の意識で観光を使用しているのか、拡大解釈して国内にも使用し始めた用例かは、今のところ判断がしづらい。

V 新聞記事に見る字句「観光」「ツーリスト」「ツーリズム」

特定の字句が辞書に収録されるまでには、世の中で当該字句が定まったある概念を表現するものとして使用されているという前提があるはずである。現状では文献解読に限界があるところから、本節では世の中での使われ方を、朝日新聞および読売新聞の記事検索システムを活用することにより、字句「観光」及び字句「ツーリズム」等の数量分析を使用することにより把握することにした。

ただし、新聞記事検索システムの活用は、検索システム作成時における字句と概念の峻別がなされていないことによる限界があることも理解しておかなければならない。検索語「観光」は概念「観光」を表現するものとして分類されるはずであるが、字句は「観光」に限定されない。字句「遊覧」が使用される場合にも検索語「観光」に分類されることがあるから、字句「観光」の分析には限界があるのである。その傾向は朝日新聞よりも読売新聞の記事検索システムに強く表れている。その一方、概念「観光」には

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

該当しない場合であっても、字句「観光」が使用されていれば検索語「観光」に分類される場合も存在する。固有名詞として「観光」が使用された観光丸等が典型である。そのような限界があるにもかかわらず新聞記事検索システムは、他の方法よりは高い信頼度を保有していると考えて差し支えないであろう。

1 朝日新聞記事検索システム聞蔵Ⅱによる字句「観光」の検索結果

朝日新聞に使用された字句「観光」を、検索システム聞蔵Ⅱにより新聞創刊初期のころの記事を検索した結果が表2である。字句「観光」は、聞蔵Ⅱによる検索結果によれば、当初は観光丸、観光社、観光寺といった固有名詞に使用されるケースしかない。なお、表4に現れる2の用例は、字句としては「遊覧」であり、字句「観光」は使用されていない。「遊覧」がキーワード「観光」に分類されている結果ここに表示されたものである。既述のとおりキーワード検索システムのデータ入力時の限界を表している。

表4 聞蔵Ⅱによる朝日新聞縮刷版記事検索結果

番号	年月日	記事記事 (大阪 / 朝刊) 内容	備考
1	1880年4月9日	オランダから寄贈軍艦「観光丸」	固有名詞
2	1880年5月14日	英国の陸軍大佐大阪「遊覧」	字句遊覧
3	1881年1月16日	「観光社」を結社し金の流出防止	固有名詞
4	1882年3月2日	ガス会社「観光社」発起人	固有名詞
5	1882年3月15日	広告)「観光社」汽船取扱会社案内	固有名詞
20	1893年10月15日	(東京 / 朝刊) 単騎遠征録 「駐馬観光」 今昔の感……	普通名詞 (初出)

聞蔵Ⅱにおいて普通名詞として字句「観光」が使用された初めてのケースは、表4の20例目のケースである。1893年10月15日に日本人軍人による海外軍事施設視察に使用された「駐馬観光」である。その後日本人軍人から外国人軍人、軍人以外の者の海外視察等へと拡大してゆき、最終的には内外の普通人の視察にも使用されるようになっていったが、いずれも国際にかかわるものである点ではかわりはなかった。この時点で字句「観光」が「楽

しみ」のための旅」概念を表すものなのかは、その使用される文書の中で判断せざるを得ない。その場合には「楽しみ」の概念整理が必要となる。

1879年から1989年までの広告記事（縮刷版掲載）に字句「観光」が使用された件数は1542件であった。戦後のものがほとんどであるが、戦前の件数も119件存在した。広告であるから「上野観光堂（社名）」「上村観光（人名）」のように固有名詞に使用されるものもあるが、それ以外は観光団の参加者募集広告が大半であった。用例としては、1907年5月9日東京朝日新聞朝刊に掲載された、博文館発行の博覧会土産の絵葉書－油絵「日本観光」－の広告が典型的なものである。日本観光とあるからには日本人よりも外国人向けではないかと思われるが、日本語の広告なので多分中国人又は外人ガイド向けであったのであろう。1909年7月13日東京朝日新聞朝刊に「競馬観覧兼観光船」広告、1911年2月23日東京朝日新聞朝刊に、帝国ホテルが受け付けるところの関西遊覧都観光団会員募集広告、1915年9月25日東京朝日新聞朝刊に、観光便覧「東京案内」の広告等がある。1916年8月2日東京朝日新聞朝刊に、鉄道省が出した佐渡観光臨時列車の広告が掲載されている（読売新聞にも掲載されていた）。これらの時期あたりから字句「観光」を遊覧の意味でも使用する者が出てきたのかもしれない。1926年7月17日東京朝日新聞朝刊に「強羅温泉 観光旅館」の広告があるが、観光旅館とは驚いたことに固有名詞で、茶代廃止とうたっているので、外国人及び外国人相手のガイド向けであることが推測できる。

字句「遊歴」に関しては、聞蔵Ⅱの検索結果では、1925年以前に145件、以降に8件であった。1879年11月16日大阪朝日新聞朝刊にロシアのロツティ陸軍少将が京坂の名所を遊歴し、西南戦争の地を歴観したと記載された例が初出である。1893年10月15日の「駐馬観光」の記事よりも早い。内容的には1905年10月6日東京朝日新聞朝刊の記事に代表されるように、遊歴、遊覧を織り交ぜて区別なく使用されることが多い。1937年8月8日東京朝日新聞夕刊の藤田嗣治の手による、ヨーロッパ人は必ず北平（北京）を遊歴のプランに加えるという記事があるものの、このころには使用例が

寺前 概念「楽しみ」のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—
激減している。

2 読売新聞記事検索システム・ヨミダスにおける「観光」

読売新聞記事検索システム・ヨミダスの抱える問題点は、朝日新聞記事検索システムと同じく既述のとおりである。新聞発行当初は朝日と同様に広告における固有名詞の用例のみであるが、1897年8月18日朝刊に初めて普通名詞（台湾生蕃人の内地観光）が登場した。その後、外国人、日本人の外遊に関する記事が数多くなっている。1906年8月27日朝刊に固有名詞であるが、横浜に我が国に来訪する世界万誘客のための「日本観光株式会社」設立の記事が掲載されている。

越境に関連する記事が圧倒的に多い中、日本人の国内移動に拡張して使用される例外的用例を概観してみる。初めて国内観光に関するものがあらわれる記事は、1909年5月19日朝刊の山形県日報社主催による山形県人の北海道観光団（小樽）に関する記事である（朝日新聞も報道している）。続いて1909年6月28日朝刊の大阪商船会社の催しに係る瀬戸内海観光団が別府に上陸した記事、1910年9月22日朝刊の秋田県実業観光団の農商務省を訪問した記事、1911年4月27日朝刊に厳島観光団が乗船した東予丸の沈没事故に関する記事、1913年3月12日長崎新聞社主催の参拝団に「長崎観光団」を使用した記事が掲載されている。1916年8月2日朝刊には佐渡観光臨時列車に関する広告が掲載されている（朝日新聞も掲載）。1917年11月15日朝刊には小笠原島からの観光団に関する記事が掲載されている。

なお、『日本大百科』において小谷達男は「日本で観光の語が現代的な意味で使用されるようになったのは、英語のツーリズム tourism の訳語としてあてられるようになった明治なかば以降である。とくに一般化したのは大正に入ってからで、とりわけ1923～1924年（大正12～13）ごろ、アメリカ移住団の祖国訪問に際して新聞紙上で「母国観光団」として華々しく報道されたため」³⁶とし、井上萬壽蔵は『観光と観光事業』において「大正年間当時の一般の用例によれば祖国漫遊団とでもいうべきものが多くなったが、新聞等は母国観光団という表現で紹介」³⁷としている。しか

しながら、字句「母国観光団」は1912年6月12日ハワイからの記事が初出であり、戦前期において字句「観光」の使用頻度と比較しても1%以下、字句「観光団」と比較しても1割以下である。特に1923年頃に多くなっているということはヨミダス、聞蔵Ⅱでは確認できなかった。

1935年3月30日に現在の伊豆急鉄道の延伸に関し「さながら観光線の絶景」という見出しとともに鉄道省営・川奈大観光ホテルの記事を載せている。1935年5月11日朝刊には箱根観光博覧会開催中の広告記事が掲載されている。なお、読売新聞には毎月のように箱根温泉の広告記事が掲載されているが、明治大正期には字句「観光」は使用されていなかった。1936年4月20日朝刊の記事「観光日本を満載しており観光祭の花電車」、1936年8月11日朝刊に「全国観光地連盟を日本観光連盟に強化し、各地観光施設に低利融資斡旋を考える」という内容の記事が掲載されている。広告は、特集「〇〇県の産業と観光」といったスタイルで高頻度に掲載されている。1937年にはオリンピック、万博に対応するため東京市に観光課が設置された。1938年版『産業と観光』の広告が日本電波通信社から出されている。1939年3月23日の記事では東京駅と上野駅に設置した案内所が、外人はもとより上京者でもなく、東京住民に利用されていると報道している。建前の国境を超える「観光」が日本人の国内遊覧どころか地域住民にまで活用されていることから、日常と非日常の接近が戦前期においても始まっていたようである。

字句「観光」の戦後の用例として、1945年9月14日「鎌倉を観光都市に」1946年6月11日「運輸省に観光課設置」6月11日「全日本観光連盟 招く外客」6月29日社説「観光日本」の記事があり、いずれも外客誘致に関わるものである。その後も外客誘致が中心であるものの、1947年6月17日朝刊に「最近の地方事情 佐渡、関門にモナコ」という記事が掲載され、必ずしも外客に限定してない内容の記事が登場した。1948年に入ると広告において「大島を巡る観光団募集 折笠百貨店」という国内観光に関わるものが掲載されている。国内豪華旅行に字句「観光」を使用し始めた時期は、

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

読売新聞のほうが朝日新聞よりは若干早いようである。

3 字句「観光」用例のまとめ

朝日新聞及び読売新聞の記事検索結果から判断すると、世の中で一般的に字句「観光」が普通名詞として使用される場合には、越境概念を内包するという常識があったと推測できる。圧倒的に国境を超える用例が多く、日本人の国内移動に関わるものは例外的であるからである。言葉は徐々に変化してゆくから、誤用等から始まり次第に市民権を得てゆくことは十分に考えられる。国内移動についてジョークも交えて「外遊」というニュアンスを持つ「観光」という言葉を使用することは自然であり、むしろそのほうが一般的で、戦後復興期にいきなり日本人の国内行動を含めることとして使用が始まったわけではないのであろう。

なお、「国の光りを見る」の「国」概念も時代背景で変化するものである。日本にも、台湾、関東州、朝鮮等があり、外地、内地という言葉が存在した。「内外」概念の発生である。満州の扱いは今日では更に微妙である。従って国境概念が確立していない明治初期の一般人に対して「国境」を超える概念として「観光」を使用していたとするのは極めて現代的な解釈になり、当時は文化の大きく異なる地域を見に行くという意識で使用していたのかもしれない。

4 字句「ツーリスト」「ツーリズム」の用例

戦前期の「ツーリスト」の用例については、「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」に関するもののみであった。「ツーリズム」の用例は、新聞発行時（読売1874年、朝日1879年）から戦前期においては皆無であった。昭和戦後期の用例も、読売新聞においては1962年1月21日朝刊における「ソーシャル・ツーリズム」及び1964年4月10日朝刊における「産業観光（テクニカル・ツーリズム）」の2件だけであり、朝日新聞（縮刷版掲載記事）も戦後昭和期の用例は5件であり、海外旅行が中心であった。読売新聞の平成期における用例においても、2000年までの「ツーリズム」の用例は244件であり「観光」と比較しても極めて少ない。増加するのは21世紀に入ってからで

あり、2001年から2010年までの用例は2565件、2011年から2016年までの用例1108件となっている。観光研究者が好む「ツーリズム」が使用されるのは、新聞記事検索によれば、きわめて近年の現象なのである。ちなみに「観光」のヒット数は2011年以降だけでも六万件を超えている。この傾向は朝日新聞においても全く同様であった。

以上のことから字句「ツーリズム」が社会一般に使用されるようになるのは21世紀にはいり小泉総理が観光を唱え始めてからのことであり、しかも字句「観光」の使用が高まるとともに高まってきたと判断される。

聞蔵Ⅱ及びヨミダスを用いた戦前の新聞記事検索結果において、日本人の国内移動に「観光」の使用される例が国際に関わるものに比べて圧倒的に少ない理由として、「観光」の意味において日本人の移動に関わるものが含まれていないからであるという仮説をたてているが、それ以外には、当時において日本人の国内移動に関わる観光活動が極めて少なかったからであること、あるいは国際に関わるもののニュースバリューが高く記事になりやすかったこと、更には日本人の国内移動は当たり前すぎて記事にしにくかったことが理由として考えられる。定量分析等を用いた科学的な立証が必要であろうが、逆に問題意識なくア prioriに内外無差別に「観光」が使用されていたという断定も軽々にはできないであろう。いずれにしろ字句「tourist」「tourism」の日本語化とともに、字句「観光」と字句「遊覧」の意味内容が、日本語としてどの時点から重なり合い、融合し、逆転していったかについての古文書解読による定量的分析が今後の観光学の課題の一つである。将来Google、Amazon等をはじめとして日本語の古文書自動読み取りソフトが開発される可能性があり、その場合には字句検索は極めて容易になり、概念「観光」、字句「観光」に関する研究が一段と進展するであろう。

VI 「観光」語源論と命名論の決着（付論）

1 易経と易経に現れる字句「観光」

およそ1万年前氷河期が終了し、人類は農業を始め暦が重要視されるようになった。農耕牧畜による定住社会が始まると、王と平民との地位身分の開きが拡大した。王が現実の秩序者としての地位を占めるようになると、権威を築きあげるため、その根拠となるべき事実の証明が必要となった。この要求にこたえるものとして、文字が生まれた。およそ五千年前のことである。

観象受時の暦の時代には、農業を行う基準に過ぎなかった暦は、正統の証として機能するようになった。歴史記録は文字によって残されたわけだが、文字が呪術の道具であるということは、その文字の表す内容が神界・魔界・霊界との交渉を記したものであって、うそ偽りが記されることはなかったということの意味する。従って、文字は神話と歴史との接点に立った。観光の語源が求められる「易経」も王が文字を独占していた時代のものである。

殷代の甲骨占いは、形式上は政策を決定するための占いであったが、実際には決定された政策の宣言あるいは承認の儀礼という性質を持っていた。あらかじめ甲骨を加工することによって、出現するひび割れの形をコントロールしていたようであるから、現実的でもあった³⁸。日本でも中世の「湯起請」、「鉄起請」にもその役割があったといわれる。

易の仕組からすれば、「六四 觀国之光 利用賓于王」の「觀」の意味は六四（大臣の位）が九五（剛健中正の徳ある王者）を「仰ぎ見る」ということである。現代流解釈ならアウトバウンド（みにゆく）であると解釈することが素直だが、多くの解説書では観光はインバウンド（見せる）にまで拡大して記述している。例えば『新観光学概論』（ミネルバ書房 1994年）は、受入国の側からみれば国威発揚の意味を有したものであると記述している。『観光学大事典』（木楽舎 2007年）も同様である。『易』（本田濟）は「卦辞の觀はしめすの意で去声に読むが、爻辞の觀は平声、みるである。卦辞は九五の側から発言しているので、各爻からいえば、

九五をみるのである」と記述するが、新漢和大辞典（学習研究社 1978 年）は「観光は①よその土地の文化・風俗・風景などを見物してまわる。②国威を外にしめす。「易経」観卦の「観国之光、利用賓干王＝国の光を觀しめす、もつて王に賓たるに利よろし」から」と記述しているから、新漢和辞典をもとに理解をしている研究者がいるのかもしれない。いずれにしろ孫引きする場合でも、原典にあたって出展を明示しないと混乱が拡大する。

2 命名論

法令用語、行政組織名としての字句「観光」は、勅令による国際観光局名の実質上の命名者である鉄道省（形式的には内閣）が易経から引用したとするのであれば、易経が語源である。このことは内閣が定める元号と同じである。他に説明可能な文献があるにしても、子供の名前と同じで命名者の意図が優先し、議論をしても仕方がない。世間で使われている字句「観光」の語源については複数存在してもかまわない（特に「観光寺」「観光社」等の固有名詞）が、新聞記事における普通名詞「観光」の使用頻度から推測する限り、政府（鉄道省）が法令に「観光」を使用した影響が、一般社会に大きく及んだと推測できる。ただし、現在使用されている「観光」概念である「[楽しみ]のための旅」を表現するものとしての字句「観光」になると、語源というよりも、字句と概念の遭遇及びその後の発展現象と考えるべきであろう。字句「観光」は概念以前に使用されていたものであり、新たに造語されたわけではないからであり、その概念も時期を追うごとに変化、発展しているからである。

政府（鉄道省）の影響を受けて、多くの教科書や解説書は観光の語源を易経に求めるが、字句「観光」そのものは易経の「観」の卦辞にも爻辞にも存在しない。白川静の『字統』には、観国という字句は出ているが観光は出ていない。どのような経緯から観国ではなく観光が造語されたのかを原典に当たり論じるものは上田卓爾等を例外として存在しない。それでも観光の語源は易経とする記述が行うものが多いのは、原典ではなく孫引き

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—
して記述しているからであろう。

注

1 大橋昭一は『観光学ガイドブック』ナカニシヤ出版 2014年の中で「それまでの富裕層を対象にした旅・旅行は、イギリスでは一般にtravelとよばれていたが、この新しい一般大衆向けの、旅行者の手配や指示のもとに、旅行者はただ受動的についてゆけばいいようなものは、travelとはいえない。それと区別して、tourismというのが適当という強い声があり、tourismとよぶことが一般化したのである。それは1800年代前半ごろのことであった」(p.14)とするが、この説明ではtravelとtraveler、touristとtourismの区別が不明確である。

2 井上萬壽蔵著『観光教室』朝日新聞社 1957年 p.66

3 1950年の京都国際文化観光都市建設法制定時、梅棹忠夫は否定的であり「文化と観光とは相反する概念である。文化というものは、はじめから見世物ではないし、観光化するということは、たいていの場合、文化の崩壊である。そんな矛盾する概念をふたつくっつけて、どのような都市をつくらうというのか」(『梅棹忠夫著作集』21巻 中央公論社 p.103)としていた。

4 gコンテンツ流通推進協議会「ウェアラブル観光調査委員会」(委員長寺前秀一)による実験概要は<http://jinryu.jp/blog/?p=3597>、実験結果はhttps://www.g-contents.jp/2015/data/2_aih.r.pdf、実験模様(動画)は<https://youtu.be/Sq4M3nvX6Io>をそれぞれ参照(2016年6月1日)。

5 寺前秀一著『観光政策学』イプシロン企画出版 2007年

6 板坂耀子著『江戸の紀行文』中央公論新社 2011年

7 寺前秀一著『東京オリンピックを迎える学生・社会人のための観光・人流概論』(株)システムオリジン 2014年

8 寺前秀一著「[観光]の誕生から[人流]の提唱～朝日新聞記事データベース「聞蔵」に見る 昭和のクール・ジャパン報道分析を兼ねて～」『帝京平成大学紀要』第26巻第2号 2015年3月及び「国内「観光」行政の誕生と展開～字句「観光」と字句「tourist」の遭遇～」『帝京平成大学紀要』第

27卷 2016年3月

- 9 井上萬壽藏著『観光と観光事業』国際観光年記念行事協力会 1967年
- 10 国際観光振興会発行『国際観光情報』266号 p.143
- 11 溝尾良隆著『観光学 基本と実践』古今書院 2003年 p.11
- 12 三上真司著『横浜市立大学新叢書06 レリギオ <宗教>の起源と変容』第1章第1節「[宗教]とreligion」春風社 2015年
- 13 羽生敦子は「マーク・トウェインの旅にみる近代アメリカのツーリズムに関する一考察」『白鷗大学論集』29巻1・2合併号(2015年3月)においてThe OLD Travelersの和訳につき、翻訳者が「外国帰り」として、観光研究者から見るとTravelerが狭義に理解されていると解説している。
- 14 「国際観光局創立十周年記念座談会 国際観光事業の揺籃時代を語る」『国際観光』8巻2号 1940年 p.43
- 15 ウィキペディアによれば“The word tourist was used by 1772 and tourism by 1811.”と紹介されている。
- 16 山中忠雄編輯『回顧録』社団法人ジャパン・ツーリスト・ビューロー 1937年 p.76。なお、1914年に大連、旅順、奉天、長春の大和ホテル内等に設置されたジャパン・ツーリスト・ビューローの委託海外案内所は“JAPAN TOURIST BUREAU INQUIRY OFFICE”の看板を掲示している(JTB100周年事業推進委員会編纂『JTBグループ100年史:1912-2012』ジェイティービー 2012年)。
- 17 伊藤節子著「時代祭と観光」『観光研究』Vol.25 No.2 日本観光研究学会 2014年
- 18 京都市参事会編『平安遷都記念祭紀事 巻下』京都市参事会 1896年 p.49
- 19 寺前秀一著「[観光]の誕生から[人流]の提唱」『帝京平成大学紀要』26巻2号 2015年3月
- 20 柳田国男著『明治大正史世相編』朝日新聞社 1931年
- 21 宇田正著「わが国の鉄道史と[観光]の理念—巡礼・遊覧・観光」『鉄道日本文化史考』思文閣出版 2007年 pp.173-185

寺前 概念「[楽しみ]のための旅」と字句「観光」の遭遇—ハイフン・ツーリズムの氾濫批判を兼ねて—

22 孫建軍著『近代日本語の起源』早稲田大学出版部 2015年。本書の特色として、従来注目されなかった漢訳洋書『致富新書』の日本における翻刻版と、同書の翻訳版『致富新論訳解』の分析が挙げられる。また、西洋人宣教師が幕末維新期の啓蒙知識人との交流などを通じて、東アジアにおける近代知の空間形成に触媒的な役割を果たしたことを明らかにした点、先行研究にないユニークな特徴の一つである。

23 上田卓爾著「明治期を主とした「海外観光旅行」について」『名古屋外国語大学現代国際学部紀要』第6号 2010年3月

24 高久甚之助著『観光事業の概要』日本観光通信社 1938年

25 井上萬壽蔵著『観光教室』朝日新聞社 1957年 p.84

26 鉄道省国際観光局著『外客誘致の話』鉄道省国際観光局 1932年

27 鉄道省国際観光局著『観光事業十年の回顧』鉄道省国際観光局 1940年

28 高木博志著『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房 1997年

29 日本旅行協会専務理事芳賀宗太郎により、鉄道利用の旅行者に洋装の者が多いという統計を根拠に旅館の施設改善が求められていることが同協会発行『旅』1927年5月号「旅館と服装」に掲載され、これに対して、日光の旅館経営者による、千客万来の旅館では応用のきく和洋折衷様式にならざるをえないという反論が翌月号に掲載されている。

30 副田義也著『内務省の社会史』東大出版会 2007年

31 中島啓介著「もう一つの観光資源論」『第29回日本観光研究学会全国大会学術論文集』2014年12月

32 運輸省観光局監修『観光基本法解説』学陽書房 1963年 p.208

33 佐伯宗義発言『月刊観光』1965年5月号 1965年5月 p.13、寺前秀一著『観光政策学』イブシロン企画出版 2007年 pp.64-65

34 須藤廣著『ツーリズムとポストモダン社会』明石書店 2012年は、観光立国推進基本法をリゾート法の負の効果を乗り越えたものとしている(p.141)が、その論拠は不明である。

35 寺前秀一著『観光政策学』イブシロン企画出版 2007年において展開さ

れている基本テーマである。

³⁶ 小学館発行『日本大百科全書』1994年による「観光」の解説による。
<https://kotobank.jp/word/%E8%A6%B3%E5%85%89-469729> (2016年6月1日)

³⁷ 井上萬壽蔵著『観光と観光事業』国際観光年記念行事協力会 1967年 p.36

³⁸ 落合淳思著『甲骨文字の読み方 (講談社現代新書)』講談社 2007年